

5 月 定 例 教 育 委 員 会 会 議 録

- 1 開 催 日 平成 29 年 5 月 11 日 (木)
- 2 開 催 場 所 新館 8 階 181 会議室
- 3 出席した委員 田淵教育長、吉田委員、森委員、坂元委員、廣岡委員
- 4 出席した職員 高井教育総務部長、大西教育指導部長、
井部教育指導部調整担当部長、
平田教育総務部次長、
小西教育総務部中学校給食準備担当参事、
石川教育指導部学校教育担当参事、
吉田教育総務課長、竹中学務課長、
山本学校教育課長、長瀬青少年育成課長、
中田教育研究所長、竹内中央図書館長、
山野教育総務課副課長、
川上社会教育・スポーツ振興課副課長
- 5 傍 聴 者 3 人
- 6 議 事 の 要 旨
 - 開 会 午後 2 時 00 分
 - 会議録署名委員指名のこと
森委員に決定
 - 4 月 定 例 教 育 委 員 会 の 会 議 録 報 告 承 認 の 事 項
(事務局から会議録朗読報告)
承 認
 - 会議公開の可否決定のこと
全ての議事を公開することに決定

(専決報告)

1 加古川市社会教育推進員の委嘱について

(教育指導部調整担当部長から説明)

承 認

委 員 : 今回の委嘱は、前任者の任期満了に伴う委嘱であるという認識でよいか。

事 務 局 : そのとおりである。

委 員 : 任期満了に伴う委嘱の場合は、全員の方を一括で委嘱するのが本来であると思うが、今回の委嘱対象者が一部の方のみである理由を説明してもらいたい。

事 務 局 : 前回の定例教育委員会において、356名の方を委嘱する専決報告を行ったところであるが、今回の議案はそれ以降に町内会から推薦書が届いた方が対象者となっている。

委 員 : 「活動実績及び次期委嘱期間における活動目標について」という参考資料が添付されているが、この資料について説明をお願いしたい。

事 務 局 : (資料に沿って、活動実績及び活動目標を説明)

委 員 : 活動状況の円グラフが掲載されているが、社会教育推進員と福祉教育推進員の活動回数が合算されていることに違和感を感じる。

委 員 : 社会教育推進員と福祉教育推進員の両方の身分を有するため、いずれの立場で参加しているのかが不明な状態のまま活動されている方もおられると思う。事務局からその都度説明をし、理解をしてもらった上で、それぞれの活動回数を確認してみてもよいかかもしれない。

委 員 : 活動回数を一つの指標としているが、活動機会の母数が不明なため、積極性などがわかりづらいように思う。

事 務 局 : エリアごとに活動頻度が異なっており、統一的な母数を示すことは困難な状況であるが、整理の仕方については今後見直しを検討したい。

教 育 長 : 過去の教育委員会が出た意見を踏まえ、議論を活性化させるためにこのような資料を作成してくれたことについては、事務局に感謝したい。

2 加古川市少年補導委員の解嘱及び委嘱について

(教育指導部学校教育担当参事から説明)

承認

3 加古川市少年愛護センター運営協議会委員の委嘱及び任命について

(教育指導部学校教育担当参事から説明)

承認

委員 : 15名の委員のうち、再任となる委員の人数を教えてください。

事務局 : 9名である。

委員 : 「活動実績及び委嘱期間における活動目標について」という参考資料が添付されているが、この資料について説明をお願いしたい。

事務局 : (資料に沿って、活動実績及び活動目標を説明)

委員 : 大部分が青少年育成課に関連する活動であるが、いじめ相談シート調査等、学校を通じた取組もある中で、学校教育課がどのように関わっているのか教えてください。

事務局 : いじめ相談シート調査の結果に対する追跡調査などについては、それぞれのユニットを担当している指導主事が直接学校に足を運んで聴き取りを行うなど、青少年育成課と学校教育課に限らず、教育委員会全体で対応している状況である。

教育長 : 学校現場で生じる様々な課題については、事務局全体が連携し、積極的に学校と関わりを持ちながらフォローしてくれているものと認識している。

教育長 : 問題行動等の未然防止にむけた「一次支援」の推進とあるが、「二次支援」や「三次支援」との違いについて、説明をお願いしたい。

事務局 : 「一次支援」とは、全ての子どもたちを対象として行う支援のことであり、「二次支援」とは、問題行動等の可能性があると思われる子どもに対して行う支援のことである。また「三次支援」とは、問題行動等を起こした子どもや、リスクが非常に高いと思われる子どもに対して行う支援となっている。

(協議事項)

1 平成 30 年度使用教科用図書加古川採択地区選定委員会規約の制定について
(教育指導部学校教育担当参事から説明)

原案可決

委員： 「選定委員会が調査・研究する観点を定め、調査員に示す」という規定があるが、単独採択になれば二市二町それぞれが選定委員会を設置し、それぞれの観点を定めることになる。この場合、調査員はそれぞれの観点到じた異なる報告書を各選定委員会宛てに提出することになるのか。

事務局： 調査については合同で行うため、原則報告書は1種類となる予定である。ただし、二市二町の選定委員会の観点が大きく異なっているような場合は、報告方法について検討が必要になると考えている。

委員： 二市二町の選定委員会がそれぞれの観点を設けるとなると、調査・研究にかかる事務量が従来と比較して増えることになると思うが、調査員の人数を増やせないのであれば、効果的な調査・研究ができたかどうかを検証していく必要があると思う。

教育長： 本市の単独採択・共同調査という形態は、全国的にも希少な形態であり、実際に事務を進めていくに当たって様々な課題が生じることも考えられる。先ほどご指摘のあった点についても課題の一つとして認識し、必要に応じて検証を進めていきたい。

委員： 規約の内容を踏まえると、まずそれぞれの教育委員会が独自の「採択方針」を定め、その内容に基づき選定委員会が調査・研究の「観点を設け、調査員に示す流れになるという理解でよいか。

事務局： そのとおりである。

委員： 教育委員会として適正な採択事務を進めるためには、選定委員会からの報告内容をきっかけとして選定するのではなく、まずは本市の「採択方針」を明確に定め、その「採択方針」に合致した教科書を選定すべきであるとする。今回は道徳の教科書が対象であるが、この機会に全教科の本市の「採択方針」を明確化するための準備を進めることを事務局に依頼したい。

委員： 採択候補となる教科書は、全てが研究を重ねて作成されたものであるため、場合によっては全ての教科書が「採択方針」に合致する可能性もある。その場合には、教材の中身や単元で取り扱っている素材に地域性を見出すなど、工夫していく必要がある。

委員：教科書の「見やすさ」や微妙な表現の差異などに注目したいと考えている。また、国語や英語については、取り上げているテーマなども注意して見ていきたいと考えている。

教育長：学ぶ対象が増えていることへの対応として、教科書の容量を増やしている出版社もあり、A4版の大きな教科書が増えつつある。一方で資料的なものは資料集として別冊にまとめている出版社もあるため、子どもにとってはどちらが学びやすいのか、しっかりと見極めていきたいと考えている。

委員：採択地区の名称は「加古川市」ではなく「加古川」となっているが、何か理由があるのか。

事務局：採択地区の名称は兵庫県教育委員会が定めており、県内の採択地区は、全て末尾に「市」や「町」がない名称で統一されている。

2 加印地区共同調査員会規約の制定について

(教育指導部学校教育担当参事から説明)

原案可決

委員：当該規約を本市の案として二市二町の協議の場に提出するということであるが、二市二町の協議により規約の内容に変更が生じた場合はどうなるのか。

事務局：細かい文言の変更ではなく、大きな変更が加えられる場合には改めて教育委員会に諮る必要があると考えている。ただ、これまでの県教委を交えた二市二町との調整の中で、大きな方向性については共通認識が構築されているものと考えている。

委員：各市町が定める採択方針の中にそれぞれの市町が固有部分を盛り込んだ場合、その固有部分に関する調査は当該市町の調査員が独自に調査することになるのか。

事務局：調査員会の調査は、二市二町が協力して進めることになるため、独自調査を行うことはないが、各市町がそれぞれに設置する選定委員会においては、独自の観点から専門的な調査・研究を行うことになる。

委員：いずれの教科書も文部科学省の検定を合格したものであるにも関わらず、それぞれの地域で調査や採択を行うことの趣旨について、事務局はどのように捉えているのか。

事務局：地域によって異なる歴史的・文化的背景がある中で、その実態・実情に応じて子どもたちが学びやすい教科書を選定する必要があるためであると捉えている。

委員：私も同様の思いを持っている。この度、単独採択に変更になったことは大きな意味を持つものであり、やはり加古川市の実態に即した独自の採択方針を定める必要があると考える。

委員：根本的な話になってしまうが、それらの趣旨を踏まえると、単独採択にあわせて調査も単独で進めることが一番望ましいように思うが、やはりそれは難しいのか。

事務局：播磨町や稲美町では教員の人数も限られており、単独調査が困難な状況である。そのため、二市二町の信頼関係に基づき協力して調査してきたという過去からの経緯がある。

教育長：教科書採択のあり方については、以前から教育委員会の場で議論を重ねるとともに、市議会からも様々な意見をいただいていたところであるが、この度、採択については単独で行うこととなった。二市二町の中でも、連携する部分と独自性を担保する部分とを整理して協議してきたところであるが、やはり調査については過去からの経緯も踏まえ、共同調査ということになった。いずれにしても、現在は過渡期にあるといえるので、今後実際に事務を進めていく中でよりよい採択体制を模索していくことになるが、場合によっては単独調査・単独採択を検討する可能性もある。

委員：規約の第3条で触れられている調査員の人数については、今後どのように決定されていくのか。

事務局：次月から調査を開始することに伴い、今月中に調査員会を組織する必要があるため、人数等について二市二町で調整し、決定した上で、次回の教育委員会において専決案件として報告したいと考えている。

3 加古川市教育委員会、高砂市教育委員会、稲美町教育委員会、播磨町教育委員会の協力連携に関する協定書の締結について

(教育指導部学校教育担当参事から説明)

原案可決

○ 次期定例教育委員会予定日のこと

6月1日(木)午後2時から開催することに決定

○ 教育長諸報告

(1) 「加古川市立公民館運営事業の今後についての提言書」について

平成 29 年 4 月 25 日（火）の社会教育委員会議において、鹿多委員長から提言書の提出があった。この提言書の今後の取扱いについて、各委員の考え方をお聞かせ願いたい。

教育長： 取扱いの選択肢としては、提言書の内容を踏まえ本市教育行政に取り入れる方向性を協議事項として改めて教育委員会に諮る案や、進捗管理も含めて担当課に委ね、随時状況を報告してもらう案などが挙げられる。

委員： 提案書の内容は、ある程度抽象的な書き方がなされているため、より具体的な施策に落とし込む作業が必要になると考えられる。当然社会教育・スポーツ振興課が中心になると思うが、社会教育委員に対しても具体的な施策に関する聴き取りを行った上で、それらを吸い上げて協議事項として調製してもらいたい。

委員： 公民館の利用者層の高齢化が進んでいることは、本市だけの課題ではなく全国的な課題であると思う。そのため、先進事例等の収集を行い、より望ましい公民館運営に近づけることができるようなヒントを探してもらいたい。

教育長： これまでの議論を踏まえ、事務局において提言書に関する整理を進め、次回以降の定例教育委員会に協議事項として提案してもらいたい。

(2) 平成 29 年度市町組合教育委員会教育長会議について

平成 29 年 4 月 17 日（月）、兵庫県公館大会議室において開催され、県教委の施策等の説明を受けた。

(3) 平成 29 年度近畿都市教育長協議会第 1 回役員会及び定期総会について

平成 29 年 4 月 27 日（木）、ホテル・アゴーラ大阪守口において開催され、防災教育に関する講演の聴講等を行った。

○ 教育総務部長諸報告

(1) 「教育アクションプラン 2017【ダイジェスト版】」について

平成 29 年度の「教育アクションプラン 2017【ダイジェスト版】」が完成した。

(2) 学校給食の調理業務の委託について

現在学校給食の調理業務については、市内の 16 調理場において調理業務を委託している。また、平成 30 年度に、新たに東神吉南小学校を委託する予定としている。

(3) インフルエンザ疾患等による学級閉鎖の状況について

4月27日(木)から4月28日(金)の2日間、尾上小学校の6年生の1学級で「インフルエンザ」による学級閉鎖を行った。

(4) 就学援助に係る新入学児童生徒学用品費の見直しについて

平成29年度の国の予算において、新入学児童生徒学用品費の予算単価が引き上げられたので、それに準拠して本市の就学援助においても、新入学児童生徒学用品費の援助金額を見直した。

以上、4件について報告

○ 教育指導部長諸報告

(1) 「社会教育委員会議」の開催報告について

平成29年4月25日(火)に、第1回「社会教育委員会議」を開催した。

委員：社会教育法において「社会教育団体に対する補助金の交付については、教育委員会が社会教育委員の会議の意見を聴いて行わなければならない」と規定されているという説明があったが、この意見聴取の主体は、事務局であるという認識でよいのか。場合によっては、定例教育委員会での報告等が必要になってくるものでもないのか。

事務局：確認の上、改めて回答をさせてもらいたい。

(2) トライやる・ウィークの実施について

「トライやる・ウィーク(前期)」を、6月5日(月)から9日(金)まで、8中学校(加古川、中部、浜の宮、両荘、平岡、神吉、志方、陵南)が実施する。

委員：例年、新しい年度になってから事業所との調整を始めているが、前年度から余裕をもって調整を行うことはできないのか。

事務局：3月から調整を始めている学校も一部あるようだが、やはり人事異動等により体制が大きく変わる可能性があるため、4月になってから調整を行っている学校が大部分である。

委員：新年度の教員が担当するという学校独自のルールが存在しているのか。

事務局：やはり大きく体制が変わると担当事業所の引継等で不都合が生じる可能性が高いため、基本的には4月以降の調整になっているというのが現状である。

委員：子どもたちを受け入れる事業所の立場から発言させてもらうと、受入時期や子どもの人数等を把握するタイミングが遅れるため、困っているところもあると考えられる。例えば前年度のトライやる・ウィークの終了後に、「次年度もお願いします。」という了承を得ておくなど、ある程度事業所の立場になって事務を進めないと、効果的に事業所を増やすことができないように思う。

委員：保護者の立場から言っても、案内の時期が遅いと感じている。教育行政の中でも目を引く取組でもあるため、子どもも保護者も大きな期待をもって待ち望んでいるので、少しでも早く取り掛かってもらえるとうれしいと思う。

教育長：確かに、自然学校や修学旅行等では次年度の了承を得ているケースも見受けられる。トライやる・ウィークでは事業所の協力体制に甘えている部分があるのかもしれない。今後、検討課題として取り組んでいきたい。

(3) 平成 29 年度修学旅行、自然学校、運動会等の日程について

幼・小・中・養護学校の修学旅行、自然学校、運動会等の日程が決定した。

(4) 学校園訪問の実施について

学校訪問（前期）を 5 月 17 日（水）から実施する。

(5) 「加古川市いじめ防止基本方針」の改定について

国、県の基本方針の改定を踏まえ、「加古川市いじめ防止基本方針」を改定した。

(6) 加古川市少年補導委員会総会の開催報告について

4 月 23 日（日）午前 10 時から、青少年女性センター 4 階大会議室において、平成 29 年度の加古川市少年補導委員会の総会が開催された。

(7) 図書館利用者アンケート結果について

平成 29 年 2 月下旬から 3 月上旬の各 4 日間、中央図書館、加古川図書館において利用者アンケートを実施した。

以上、7 件について報告

○ 閉 会 午後 3 時 50 分